

島教社第 14 号  
令和 4 年 4 月 21 日

島田市社会教育委員の会議  
議長 田代 保廣 様

島田市教育委員会  
教育長 山中 史章

島田市における公民館の今後の在り方について（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、島田市における公民館の今後の在り方について諮問いたします。

記

1 諮問事項

島田市における公民館の今後の在り方について

2 公民館の現状

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など、地域における学習需要に総合的に応える社会教育施設として、これまで重要な役割を担ってきている。

近年では、少子・高齢化、地域コミュニティの希薄化、防災等の安全に対する意識の高まり、新型コロナウイルス感染拡大に係る新たな生活様式による対応など、社会が大きく変化している中で、公民館の果たすべき役割は、ますます多様かつ重要なものとなっている。

そのため、島田市でも、公民館に行政サービスセンターを設置したり、係長級の職員をセンター長又は館長として配置したりして、地域づくりの拠点としての役割を担っているところである。

3 諮問理由（内容）

公民館が多く地域住民が集い、住民相互が学び合う場として、また、更なる地域づくりの拠点としての役割を果たすため、公民館の現状と課題を整理するとともに、島田市における公民館の今後の在り方について諮問するものである。

4 検討の観点

- (1) 島田市の公民館の現状と課題
- (2) 公民館の今後の在り方